

# 生産緑地の肥培管理の考え方

(肥培管理基準)

大 府 市 都 市 政 策 課  
令和 3 年 7 月

## 1 趣旨

本市では、市街化区域内には、生産緑地に指定された農地（以下、生産緑地という）と指定されていない農地（以下、市街化区域農地という）があります。

生産緑地については、生産緑地法上の位置づけや、市街化区域農地との税制面での公平性を確保することから、通常の農地より厳しい管理が求められるものと考え、肥培管理の考え方（基準）を設け、生産緑地としての農地の質向上と公平性の確保を図ります。

### (1) 生産緑地法上の位置づけ（一部抜粋）

- ①生産緑地について、使用又は収益をする権利を有する者は、当該生産緑地を農地等として管理しなければならない。（第7条第1項）
- ②生産緑地地区内においては、次に掲げる行為は、市長の許可を取らなければ、してはならない。（第8条第1項抜粋）※適用除外あり
  - (i) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
  - (ii) 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更
  - (iii) 水面の埋め立て又は干拓

### (2) 税等の特例

- ①生産緑地は、固定資産税に対し、税制措置が講じられている。

※表は一つの例です。農地の場所により評価額は変わるため、詳しくは市役所税務課に問い合わせてください。

	地積 (㎡)	生産緑地の税額 (R3.1 時点)	市街化区域農地 (本来の課税)
共西町地内	500	約 900 円	約 306,000 円
横根町地内	500	約 800 円	約 152,000 円

### ②農地の 相続時における納税猶予の適用が可能

	市街化区域農地	生産緑地	
		30年経過後 非特定生産緑地	30年経過前 又は 特定生産緑地
納税猶予	納税猶予なし	納税猶予なし ※現世代の納税猶予のみ 終身営農で免除 ※現世代に限り、賃借でも納税猶予継続	納税猶予あり ※終身営農で免除 ※賃借でも納税猶予継続

※納税猶予の設定された生産緑地を途中で解除する場合は、納税猶予額及び利子税を税務署に収める必要があります。（詳しくは税務署(半田)で相談を）

## 2 肥培管理の考え方（基準）

生産緑地の肥培管理の考え方については、「(1)共通事項」と「(2)田」から「(7)倉庫・駐車スペース」の農地の形態・使用状況の項目に分かれています。

生産緑地として、「(1)共通事項」と「(2)田」以降の各項目の両方を満たしている状態において、生産緑地としての肥培管理ができています。

### (1) 共通事項

- ① 生産緑地の指定を受けている筆全体が農地として利用されている。
- ② 客観的に見て田・畑（果樹・植木畑含む）として適切な管理がされており、人の手が入っていることが判然としている  
（庭や耕作放棄地と判断されないこと）
- ③ 雑草等が繁茂していない
- ④ いつでも耕作できる状態で、かつ通路や畦畔（あぜ道）等についても適切な管理がされている
- ⑤ 収穫している実態がある
- ⑥ ほ場（農場）が垣根で囲われている場合、垣根が適切に管理されている

### (2) 田

- ① 年1回以上、耕作されている
- ② 田としての管理がされている
- ③ 稲作以外を行う場合に、生産緑地の指定を受けている筆全体において耕作されている

### (3) 畑

- ① 定期的（年1回以上）に耕作されている
- ② 作物が植えっぱなしにならず、適切な栽培管理がされている
- ③ 農地全体が整然と栽培管理がされている（作付け品目が多岐にわたる場合は種類ごとに管理されている）

※上記（2）及び（3）のうち、有機栽培するほ場（農場）について

- ① 作物と雑草等の見分けが容易である
- ② 病害虫の発生源となっていない
- ③ 植えっぱなしにならず、こまめに栽培管理がされている

#### (4) 樹園地

- ① 収穫のため果樹の特性に合わせた剪定がされている
- ② 剪定枝等が園地に散乱していない
- ③ 下草刈りが常時行われている（雑草抑制のための管理がなされている）
- ④ 樹園地（生産緑地）の大部分を果樹が占めている
- ⑤ 果樹が適切な間隔で植えられている

#### (5) 植木・花

- ① 商品価値を維持するため、定期的に剪定されている
- ② 苗木・花の種類ごとに適切な管理がされている
- ③ 販売を目的とした植木・花の管理を行っている
- ④ 下草刈りが常時行われている

#### (6) 竹林

- ① 竹林が混雑していなく、竹林内の見通しがよい  
（竹の栽培は、坪当たり2，3本程度の育成が最適である）
- ② 立ち枯れなどがなく、下草刈り等が常時行われている  
（竹やぶの状態、敷地外に根が伸びている状況は不可）
- ③ 間伐した竹が放置されていない
- ④ 笹、篠、茅などの多年草や多年生植物が混生していない

#### (7) 倉庫・駐車スペース等

- ① 建物（納屋・作業小屋）は、農業用として使用し、日常生活や農業以外での用途に使用していないこと  
（農業用、園芸用等に必要な機械、器具類などの収納や置場である）
- ② 駐車スペース及び通路は、農業用で必要最小限とし、農業以外の資材・材料の一時置場や乗用車・日用品類の置場として使用していないこと

※ 以下の行為を行う時は、都市政策課 及び 農業委員会事務局 に相談が必要になります。

##### ① 農地の形質の変更を行う場合

（例）農地に土を入れ、かさ上げする。

（例）斜面部分を切土し、平地にする。

（例）生産緑地の一部を営農・管理上必要な通路や駐車場を確保する。

##### ② 生産緑地内に倉庫等の建築物を建設する場合

### 3 調査による改善・指導

#### (1) 改善指導

- 第1段階 : 農業委員会との連名での指導通知（対応期日を設定）  
: 生産緑地法第8条の違反に対する同法第9条による指導  
（原状回復命令）
- 第2段階 : 都市政策課及び税務課との協議、地権者へ通知（指導）
- 第3段階 : 現況課税

- ※ 第1段階から改善指導を行い、期日までに改善が見られない場合は、段階が2, 3と上がっていきます。
- ※ 第2段階の指導前に生産緑地指定検討会議にて意見聴取する
- ※ 第3段階の現況課税が行われた際に、生産緑地（特定生産緑地）の指定が解除されるわけではありません。